

幕藩制度国家と皮田村の位置

のび しょうじ

以下の試みがうまく架橋の役割を果たして、いくらかは分らないが、一つの具体的な資料に執着して、そこから描き出される部落史像を示してみたい。

二

大阪人権歴史資料館の常設展示の一角にそつげなく置かれた一通の古文書を見て強く興味を引かれた。そこでお願いして解説させてもらった史料がここで紹介するものである。さつそく全文を示そう。

(端裏書)

「河州御領分丹南郡向野村穢多共二

申渡之書付

御 写 志 通

庄屋 八郎兵衛

河州御領分丹南郡向野村穢多共江申渡候事

- (1) 一当村穢多共万端差図之儀先年より庄屋二委細申付置之、不依何事不届在之節者庄屋年寄方江召呼吟味之上手捉懸ケ候様二申付間手錠渡置候、くびかねふたあし茂可相渡事
- (2) 一穢多共近年本村小百姓共と馴合、本

河州御領分丹南郡向野村穢多共江申渡候事

今は下火になっているが一時部落の本質について「社会外」だ「社会の下」だと、あれこれ議論があった。現在はこちらに代って論の出発をどこに置くか、部落問題の起点をいつにするか、「前史」だ「本史」だともことに活発な意見が続出している。先の位置議論が何も生まなかったように、起点議論も部落史研究を何ほども切り開くことはなからうが、こういう経過の過程で、多くの人が素人でも気軽に参加できる論争を望み、当事者になりたいのだということ、部落史なるものの一番大きな舞台は歴史教育の場であり、

そこへ問題が投げ入れられると一定の反響があるということ、このことが了解できた。いたしかたのない面もあるが、部落史研究も細分化し、近世史の最先端の研究動向と切り結ぶようになって高度に専門化してしまつたから、啓発的学習と歴史教育・部落史教育の間、それと研究との間も埋めがたいほど開いてしまった感がある。

その溝を埋める責任は研究者の側にあって他にはない。先の議論も溝を埋める試みといえはいえなくもないが、提言者の心情はどうあれ、実証に裏打ちされない単純化は思いつきの域を出るものではない。

- (3) 一穢多共儀者当村庄屋并年寄共江我儘不為仕様二兼而申付置候、以来役人之申付相背 又ハ無法我儘仕候においてハ大庄屋五郎右衛門と申談、嚴敷過怠可申付候、御蔵屋敷江不及相伺候、追而吟味之上其科によりて申付品可有之事
- (4) 一御年貢等之儀者不及申 諸事村掛り出銀且又勤方之儀先年より相動来候之通可申付候、万一申付相背候ハ、早々可訴出候
- (5) 一穢多共若不叶用事ニて他所江於罷出者庄屋年寄江其訳相断可他出候、罷候候節者又々可相達候、万一於他方

不届之儀共仕出し先方より断など於在之者吟味之上急度可申付候
付庄屋年寄江不相届他所より猥り男女共呼寄差置間敷、若庄屋年寄江不相断他所より呼置、後日ニ相頭候ハ、急度其科可申付候、尤御蔵屋敷江不及相達候事

(6) 右之一々穢多共不殘召呼此書付を以可申渡候、先達而被仰出候御条目相守り急度入念分正敷仕候様可申付候以上

享保十七壬子年五月四日 会 所 御蔵屋敷
丹南郡大庄屋 向野村庄屋
同村年寄中

申渡之上ニ而証文可為仕候事
前書之通穢多共取締り伝来候二付御條目之写奉差上候以上
嘉永式年 西正月日 向野村 庄屋村 八郎兵衛 印

大庄屋 日置吉郎右衛門 殿
大庄屋見習

同 新十郎 殿 (吉村文書)

一つ書きの頭にふつた(1)〜(5)は以下の展開の必要の便宜のためにこちらが付した。

向野は河内国丹南郡、現羽曳野市にあり、本村と皮田村から成る。本村の戸数・人口は不詳だが、皮田村の一八七二(明治五)年時の戸数は「壬申戸籍」により一二〇戸であるから、近世中後期には本村戸数をはるかに越す皮田村戸数・人口であったと見うる。その点が以下の議論で前提としてふまえておかなければならないこととなる。

三

書付は享保一七(一七三三)年五月に「向野村穢多への申渡し」として出された「お触れ」であるが、それを一〇〇年以上経た幕末嘉永二(一八四九)年になつて、改めて庄屋が大庄屋へ宛てその内容全体を「写し」とつて上申している。庄屋が自主的に、つまりもう一度同様の皮田取り締まりを求めて提出したのか、大庄屋もしくは領主が先例を徴収し、再

度触れ出す参考に提出を求めたものか
は、この史料からだけでは分からない。
さて、(1)～(5)を現代文に要約する。と
はいえ文意を強調するための粗かえや補
筆も行っており、読み下しと同じではな
い。

(1)向野村穢多の差図は以前から本村庄屋
に委任しており、付届きのことあらば
吟味を加え手錠程度の刑罰は庄屋の判
断で行ってよい。そのため手錠、首か
せ、足かせを渡してある。

(2)近年穢多のふるまいについて、本村小
百姓らとなれあつたり、へだてがなく
なつたり、我侪がすぎると聞く。さら
には庄屋への法外のやり方もあるやに
聞いている。庄屋が表立って問題にし
ていないので今回は許すが、今後本村
へおおっぴらに立入つたりするなら
ば、穢多側も応じた百姓側も共に罰す
るから心するように。

(3)穢多は本村庄屋・年寄に服従するよう
以前より申付けてある。今後村役人の
いいつけに従わず勝手なふるまいをす
る時は、大庄屋と相談して厳しく罰す
る。

期頃と思われる。ようやくこの期に慣習
的しくみが成文法を見るようになるから
である。管見の限り本村と皮田枝郷との
間に権力が調整・介入する早いものは享
保一六(一七三一)年秋元領(武蔵川越
藩 更池村本村庄屋への三ヶ条の「申渡
し」〔更池村文書〕文書番号一五二)で
はないか。

これは親右衛門から子の清右衛門へ
庄屋跡役を命じた際の申し渡しである
が、その中心的一条として皮田差配が書
き記されている。意識して示す。

穢多の事について、百姓共と区別が
みだりにならぬ様強く心得ること。
もし穢多で無法をいう奴があれば、
庄屋、年寄村役人の了簡でもって鎮
めること。手錠をかける奴がでて、
役所へ伺うことは不用で即時実行
し、後で其訳を注進してくればよい。
また首かせなどが入用なら早々願
い出れば早速渡す。これだけ大きな権
限を与えるからは手前勝手な差配や
非道のないようにすること。もつと
も穢多をいつくしむよう心得べきこ

ること。わざわざ領主まで伺い出るに
及ばない。

(4)年貢・村入用に至るまで、出銀から出
役まで、本村役人から命じられたもの
は必ず従うこと。万一背くような場合
は庄屋はただちに訴え出ること。

(5)穢多は他出する時、行く前に理由を帰
れば届けをすること。他出先で不届き
なことを行い、先方より申し出があつ
た時は罰する。

付けたり。村役人に届け出ず他所者を
住まわせるようなことがあり、後日露
見すれば厳しく罰すること。その場合
も御上へ届けるには及ばない。

(6)これらの条文一つ一つを穢多を全員呼
び集めて庄屋から申し渡ししておくこ
と。

以上が享保一七年に出された「申し渡
し」の内容である。

四

幕藩制国家は村を基本単位として組み
立てられている。藩制村とも「村」請制
とも呼ばれるが行政村と規定すると以下

と。

第三条は年寄武兵衛への「申渡し」条
目であるが、ここでも同様の「穢多捌」
が命じられている。というよりも庄屋を
補佐し云々という一般的部分を除けば三
ヶ条の内容の中心はこの「穢多捌」その
ものにあつた。

向野は同じ秋元領であり、右の三ヶ条
の「申渡し」をさらに具体化し体系化し
た法令が、この翌年向野村に出された「申
渡し」といえる。

五

藩と本村と枝郷皮田村との関係を規定
した法令としておそらく初見ではないか
と考えられるだけでなく、享保一七年「申
渡し」は内容の点でも具体的かつふみ込
んだものである。この藩が居城を武州川
越にもつ飛地であることと、向野村が早
くから皮田人口が本村百姓人口をはるか
に凌駕する村落構成となっていた二つの
特質が、「申渡し」の早い時期の詳細な規
定を生んだのであろう。

さて内容に立ち入っていくつかの特徴

の議論が理解しやすい。地域はその「平
等」な資格をもつ村の協同と競合で形づ
くられている。家や個人は村を結接点と
して藩・幕府と交渉する。換言すると「法
は村より内へは入ってこない」収奪は村
を介してしかなされない」のである。そ
ういう村は自然凝集の集落を指すのでな
いことはいうまでもない。村民の帰属意
思を全然無視して人口的に設定されるな
どということは支配ユートピアである
が、歴史的凝集と帰属意思をベースにし
ながらも、法主体・行政主体としての村
は、設定されたものである。

皮田村はこの行政主体としての資格を
認められなかった。百姓村の従属した枝
村、出屋敷の姿で近世を出発した。独立
村とみなされる皮田村であっても地域社
会での地位は「平等資格」＝村格を有す
るとはみなされていない。史料に即した
こまかな規定も必要ではあるが、元々枝
郷制という概念を提起した意図は村社会
の中での「皮田村」の位置を指定する点
にあつた。この体制が当の皮田に差別で
あり圧迫と感ぜられるようになるのは中

を指摘しておく。

第一に「申渡し」は一読疑問の余地の
ないことであるが、「向野村穢多共」を名
指ししての皮田村に対する申し渡しであ
る。それでありながら、この触れは大庄
屋と向野村庄屋・年寄中に宛て出されて
いるのであつて、直接藩が皮田村代表に
命じるのでも、皮田村に宛て触れるので
もないことである。(6)に断つているよう
に大庄屋・向野村庄屋・年寄の責任で皮
田を残らず召出してこの書付けを申しつ
けるのである。なぜ藩が直接皮田を召よ
せて申し渡さないのか。

藩と皮田村との間に本村を置き、直接
的交渉をもたない支配構造は通達方法に
とどまらない。この「申渡し」全体を貫
いている。皮田万端の差図を庄屋に命じ
(1)手錠程度の仕置権限を与え(1)、しか
も仕置しても役所へ事後にも届けるに
及ばない(3)(5)、反対に庄屋が訴えなけれ
ば処分しない(2)、など明文化されている。

第二に、では皮田は支配「外」で放置
されているのかといえどももちろんそうで
はない。この「申渡し」の存在自体がそ

うでないことを証している。条目の上でも庄屋服従を命じ(1) 本村民とのへだてを破らないことを命じ(2) 不法には手錠程度の仕置を庄屋に許し(1)(3) 村方負担を命じられたら寄るよう命じ(4) 外出・宿泊届けを命じ(5) ており、さらにはそれでも押えられなければ、ただちに藩へ訴え出ること(4)を規定して藩は幾重にも後立てとなって、庄屋の皮田支配を支えている。

六

この「申渡し」が示している幕藩制国家における皮田身分の位置を端的に規定すれば、

皮田村は幕藩制国家の「仁政」の外に置かれ、本村の伝統的バターナリズムの「保護」の下にある

といえよう。権力をもつ者(あるいは機構)がふるえる恣意の範囲が大きければ大きいだけ「差別」の幅と枠は広がる。

枝郷制はその近世的一形態である。

この時、領主階級にイメージされていた皮田は犯罪人と同義におしなべて貧困というものであったが、実は「申渡し」が出されてくる近世中期は、理念としてあったそうした「穢多像」が根底から修正されなければならない実態を生みつつある時代だったのである。皮田の経済的抬頭と社会進出、これである。実態にそぐわない古い理念に基づいて出された「申渡し」はしよせん皮田の抬頭をおしとどめることはできなかつたであろう。(一九九四・八成稿 九五・一補筆)



障害者と社会参加

機会平等の現実—アメリカと日本

定藤丈弘著

人権ブックレット 45

●A5判●95頁

●定価600円+税18円

障害者のあらゆる社会参加に道を開き、ADA(障害者をもつアメリカ人法)の評価が待たれる米國。それに比べ、雇用や教育の機会平等はあらか移動の自由の保障も不十分な日本の現状を明らかにする。